

地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的資金等の運営及び管理に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的<u>研究費</u>等の運営及び管理に関する規程</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）における競争的<u>研究費</u>等の運営及び管理を適正に行うために、<u>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本部 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第 5 条に規定する本部をいう。</p> <p>(2) 病院 組織規程第 4 条に規定する病院をいう。</p> <p>(3) 総長等 組織規程第 15 条第 2 項に規定する総長等をいう。</p> <p>(4) <u>監事 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款第 8 条第 4 項に規定する監事をいう。</u></p> <p>(5) <u>構成員 職員及び法人の実施する研究業務に関わる者をいう。</u></p> <p>(6) <u>コンプライアンス教育 不正を事前に防止するために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。</u></p>	<p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的<u>資金</u>等の運営及び管理に関する規程</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）における競争的<u>資金</u>等の運営及び管理を適正に行うために、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本部 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第 5 条に規定する本部をいう。</p> <p>(2) 病院 組織規程第 4 条に規定する病院をいう。</p> <p>(3) 総長等 組織規程第 15 条第 2 項に規定する総長等をいう。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（以下「ガイドライン」という。）の改正に伴い、「競争的資金等」の名称が改正されたことから、規程名称改正。</p> <p>・ガイドラインが対象とする研究に係る規程であることから、目的の明確化を図るため、新規規定。（第 1 条）</p> <p>・ガイドライン改正に伴う「競争的資金等」の名称改正。以下同じ。（第 1 条）</p> <p>・ガイドライン改正に伴い、監事の役割が規定されたため、定義を新規規定。（第 2 条第 4 号）</p> <p>・規程改正に伴い用語の明確化を図る必要があるため、定義を新規規定。（第 2 条第 5 号～第 7 号）</p>

新	旧	改正理由等
<p>(7) <u>啓発活動</u> 不正を起こさせない組織風土を形成するために、法人が<u>構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。</u></p> <p>(8) <u>競争的研究費等</u> 資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金及び共同研究、受託研究、寄附、その他の研究のために使用する予算等で、法人が経理するものをいう。</p> <p>(9) 不正 故意若しくは重大な過失による<u>競争的研究費等</u>の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 法人の<u>競争的研究費等</u>の適正な運営及び管理の基本方針（以下「基本方針」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法人の<u>競争的研究費等</u>の運営及び管理を適正に行うための取組みを公表する。</p> <p>(2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定する。</p> <p>(3) 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。</p> <p>(4) <u>競争的研究費等</u>の運営及び管理に関わる<u>全ての構成員</u>に<u>競争的研究費等</u>の運営及び管理に係る規程を周知するとともに、不正を防止するために必要なコンプライアンス教育を、<u>構成員全体に啓発活動</u>を行う。</p>	<p>(<u>新設</u>)</p> <p>(4) <u>競争的資金等</u> 資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金及び共同研究、受託研究、寄附、その他の研究のために使用する予算等で、法人が経理するものをいう。</p> <p>(5) 不正 故意若しくは重大な過失による<u>競争的資金等</u>の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 法人の<u>競争的資金等</u>の適正な運営及び管理の基本方針（以下「基本方針」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法人の<u>競争的資金等</u>の運営及び管理を適正に行うための取組みを公表する。</p> <p>(2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定する。</p> <p>(3) 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。</p> <p>(4) <u>競争的資金等</u>の運営及び管理に関わる<u>職員</u>に<u>競争的資金等</u>の運営及び管理に係る規程を周知するとともに、不正を防止するために必要なコンプライアンス教育を行う。</p>	<p>・ガイドラインの改正に伴い対象を明確化したため、改正。（第3条第4号）以下同じ。</p>

新	旧	改正理由等
<p>(5) <u>競争的研究費</u>等の適正な運営及び管理のために必要な監査及びモニタリングを実施する。</p> <p>(責任体制及び役割)</p> <p>第4条 <u>競争的研究費</u>等の運営及び管理について、法人全体を統括し、最終責任を負う者として、理事長を最高管理責任者とする。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び行動規範（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員コンプライアンス行動指針をいう。）を<u>策定、周知</u>するとともに、それを実施するために必要な措置を講じる。</p> <p>2 最高管理責任者は、<u>競争的研究費</u>等の運営及び管理について、法人全体の不正防止対策の組織横断的な体制を統括するため、最高管理責任者を補佐する者として、副理事長を統括管理責任者として設置する。統括管理責任者は、基本方針に基づき、法人全体の具体的な対策を策定し、実施状況を確認するとともに、その内容を最高管理責任者に報告する。</p> <p>3 最高管理責任者は、法人における<u>競争的研究費</u>等の運営及び管理に係る責任と権限を持つ者として、本部においては事務局長（組織規程第7条に規定する事務局長をいう。）を、病院においては総長等を<u>競争的研究費</u>等の運営及び管理に関するコンプライアンス推進責任者（以下「<u>競争的研究費</u>等コンプライアンス推進責任者」という。）として設置する。<u>競争的研究費</u>等コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、<u>競争的研究費</u>等の運営及び管理に関する不正防止対策を実施する。</p>	<p>(5) <u>競争的資金</u>等の適正な運営及び管理のために必要な監査及びモニタリングを実施する。</p> <p>(責任体制)</p> <p>第4条 <u>競争的資金</u>等の運営及び管理について、法人全体を統括し、最終責任を負う者として、理事長を最高管理責任者とする。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び行動規範（地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員コンプライアンス行動指針をいう。）を周知するとともに、それを実施するために必要な措置を講じる。</p> <p>2 最高管理責任者は、<u>競争的資金</u>等の運営及び管理について、法人全体の不正防止対策の組織横断的な体制を統括するため、最高管理責任者を補佐する者として、副理事長を統括管理責任者として設置する。統括管理責任者は、基本方針に基づき、法人全体の具体的な対策を策定し、実施状況を確認するとともに、その内容を最高管理責任者に報告する。</p> <p>3 最高管理責任者は、法人における<u>競争的資金</u>等の運営及び管理に係る責任と権限を持つ者として、本部においては事務局長（組織規程第7条に規定する事務局長をいう。）を、病院においては総長等を<u>競争的資金</u>等の運営及び管理に関するコンプライアンス推進責任者（以下「<u>競争的資金</u>等コンプライアンス推進責任者」という。）として設置する。<u>競争的資金</u>等コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、<u>競争的資金</u>等の運営及び管理に関する不正防止対策を実施する。<u>また、不正防止を図るため、競争的資金等の運営及び管理に関わる職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理・監督するとともに、競争的資金等の運営及び管理に係るモニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導する。</u></p>	

新	旧	改正理由等
<p>4 最高管理責任者は、構成員に対して不正防止に向けた取組を促すなど、<u>定期的に啓発活動を行い、構成員の意識向上と浸透を図る。</u></p> <p>5 統括管理責任者は、不正防止計画の策定及びコンプライアンス教育・啓発活動等の計画の策定・実施を行う。</p> <p>6 競争的研究費等コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、<u>コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。コンプライアンス教育の実施については、受講状況及び理解度を管理・監督するとともに、競争的研究費等の運営及び管理に係るモニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導する。</u></p> <p>7 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、<u>意見を述べる。</u></p> <p>8 監事は、<u>統括管理責任者又は競争的研究費等コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>・ガイドライン改正に伴い「不正防止対策強化」について、3本の柱(①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化)が挙げられている。</p> <p>・「①ガバナンスの強化」の取組として、最高管理責任者及び監事の役割がガイドラインに規定されたため、新規規定。(第4条第4項、7項及び第8項)</p> <p>・「②意識改革」の取組として、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の役割がガイドラインに規定されたため、新規規定。(第4条第5項及び第6項)</p>
<p>(競争的研究費等の事務処理)</p> <p>第5条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。)第7条に規定する経理責任者(以下「経理責任者」という。)は、会計規程その他の会計に関する諸規程及びその他の会計に関する事務取扱等に従って、<u>競争的研究費等</u>の事務処理を行う。</p> <p>2 法人の<u>競争的研究費等</u>の事務処理に係る職務権限は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職務権限規程、会計規程その他の会計に関する諸規程及びその他の会計に関する事務取扱等に掲げるとおりとする。</p>	<p>(競争的資金等の事務処理)</p> <p>第5条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。)第7条に規定する経理責任者(以下「経理責任者」という。)は、会計規程その他の会計に関する諸規程及びその他の会計に関する事務取扱等に従って、<u>競争的資金等</u>の事務処理を行う。</p> <p>2 法人の<u>競争的資金等</u>の事務処理に係る職務権限は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職務権限規程、会計規程その他の会計に関する諸規程及びその他の会計に関する事務取扱等に掲げるとおりとする。</p>	

新	旧	改正理由等
<p>(<u>構成員</u>の意識啓発)</p> <p>第6条 競争的<u>研究費</u>等コンプライアンス推進責任者は、競争的<u>研究費</u>等の運営及び管理に関わる<u>全ての構成員</u>を対象に、競争的<u>研究費</u>等の運営及び管理に関する法人の不正防止対策及び規程等を理解させるためのコンプライアンス教育を、毎年度1回以上、<u>啓発活動を四半期に1回以上実施</u>しなければならない。</p> <p><u>2 競争的<u>研究費</u>等コンプライアンス推進責任者は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるコンプライアンス教育の内容を設定し、定期的に見直しを行う。</u></p> <p><u>3 競争的<u>研究費</u>等の運営及び管理に関わる<u>全ての構成員</u>は、前項のコンプライアンス教育又は他機関が実施するコンプライアンス教育を毎年度1回以上受講しなければならない。</u></p> <p><u>なお、他機関が実施するコンプライアンス教育を受講した構成員は、速やかに競争的<u>研究費</u>等コンプライアンス推進責任者へ受講状況を確認できる書類を提出する。</u></p> <p><u>4 競争的<u>研究費</u>等の運営及び管理に関わる<u>全ての構成員</u>の倫理意識の涵養を図るため、競争的<u>研究費</u>等コンプライアンス推進責任者は、第1項のコンプライアンス教育を受講した<u>全ての構成員</u>に対して、誓約書<u>(様式)</u>の提出を求める。ただし、新たに採用された職員又は転入した<u>構成員</u>に対しては、当該採用又は転入の後、速やかに誓約書の提出を求める。</u></p> <p><u>5 前項の誓約書の提出がない<u>構成員</u>は、競争的<u>研究費</u>等の運営及び管理に関わることができないものとする。</u></p>	<p>(<u>職員</u>の意識啓発)</p> <p>第6条 競争的<u>資金</u>等コンプライアンス推進責任者は、競争的<u>資金</u>等の運営及び管理に関わる<u>職員</u>を対象に、競争的<u>資金</u>等の運営及び管理に関する法人の不正防止対策及び規程等を理解させるためのコンプライアンス教育を、毎年度1回以上実施しなければならない。</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p><u>2 競争的<u>資金</u>等の運営及び管理に関わる<u>職員</u>は、前項のコンプライアンス教育を毎年度1回以上受講しなければならない。</u></p> <p><u>3 競争的<u>資金</u>等の運営及び管理に関わる<u>職員</u>の倫理意識の涵養を図るため、競争的<u>資金</u>等コンプライアンス推進責任者は、第1項のコンプライアンス教育を受講した<u>職員</u>に対して、誓約書<u>(第1号様式)</u>の提出を求める。ただし、新たに採用された職員又は転入した<u>職員</u>に対しては、当該採用又は転入の後、速やかに誓約書の提出を求める。</u></p> <p><u>4 前項の誓約書の提出がない<u>職員</u>は、競争的<u>資金</u>等の運営及び管理に関わることができないものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに啓発活動の実施頻度が規定されたため、新規規定。(第6条第1項) ・ガイドラインにコンプライアンス教育内容の設定及び定期的な見直しについて、規定されたため、新規規定。(第6条第2項) ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリストに他機関が実施するコンプライアンス教育の取扱いについて、規定されているため、新規規定。(第6条第3項) ・様式については、1様式のみを規定しているため、様式名称を改正。(第6条第4項)

新	旧	改正理由等
<p>(告発等への対応)</p> <p>第7条 最高管理責任者は、法人内外からの競争的<u>研究費</u>等に係る不正の疑いの指摘又は<u>構成員</u>本人からの申出（以下「告発等」という。）を受けるための窓口を設置し、その事務を本部においては総務企画部長に、病院においては事務局長に委任する。</p> <p>2 前項の告発等を受けた総務企画部長又は事務局長は、速やかに当該告発等の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた場合、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第<u>13</u>条第4項の規定による監事の監査、同法第35条の規定による会計監査人の監査又は会計規程第56条の規定による内部監査（以下「内部監査」という。）等により不正の疑いの指摘を受けた場合又は法人外からの通報等により不正の疑いの指摘を受けた場合、最高管理責任者は、当該報告に関する告発等又は指摘を法人が受けた日から30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断し、その結果を競争的<u>研究費</u>等の交付を所管する機関に報告する。</p> <p>4 前項の調査の要否の判断の結果、調査を行う必要があるとされた場合、最高管理責任者は、外部有識者を含む調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、対象となる競争的<u>資金研究費</u>等の交付を所管する機関に報告し、必要な協議を行った上で、調査に当たらせる。</p> <p>5 第1項の告発等を行った<u>構成員</u>に対する取扱いは、地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報及び外部通報に関する規程（以下「内部通報等に関する規程」という。）第4条第2項を、第1項の告発等を行う<u>構成員</u>の責務は内部通報等に関する規程第5条第1項から第3項を、第1項の告発等を行った<u>構成員</u>が不利益な取扱いを受けた場合の申出は内部通報等に関する規程第13条を、それぞれ準用する。</p>	<p>(告発等への対応)</p> <p>第7条 最高管理責任者は、法人内外からの競争的<u>資金</u>等に係る不正の疑いの指摘又は<u>職員</u>本人からの申出（以下「告発等」という。）を受けるための窓口を設置し、その事務を本部においては総務企画部長に、病院においては事務局長に委任する。</p> <p>2 前項の告発等を受けた総務企画部長又は事務局長は、速やかに当該告発等の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた場合、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第<u>11</u>条第4項の規定による監事の監査、同法第35条の規定による会計監査人の監査又は会計規程第56条の規定による内部監査（以下「内部監査」という。）等により不正の疑いの指摘を受けた場合又は法人外からの通報等により不正の疑いの指摘を受けた場合、最高管理責任者は、当該報告に関する告発等又は指摘を法人が受けた日から30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断し、その結果を競争的<u>資金</u>等の交付を所管する機関に報告する。</p> <p>4 前項の調査の要否の判断の結果、調査を行う必要があるとされた場合、最高管理責任者は、外部有識者を含む調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、対象となる競争的<u>資金</u>等の交付を所管する機関に報告し、必要な協議を行った上で、調査に当たらせる。</p> <p>5 第1項の告発等を行った<u>職員</u>に対する取扱いは、地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部通報及び外部通報に関する規程（以下「内部通報等に関する規程」という。）第4条第2項を、第1項の告発等を行う<u>職員</u>の責務は内部通報等に関する規程第5条第1項から第3項を、第1項の告発等を行った<u>職員</u>が不利益な取扱いを受けた場合の申出は内部通報等に関する規程第13条を、それぞれ準用する。</p>	<p>・対象条文において、条ずれがあったため、改正。（第7条第3項）</p>

新	旧	改正理由等
<p>(調査委員会の調査)</p> <p>第8条 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者としなければならない。</p> <p>2 前項の調査委員会の委員長、副委員長及びその他の委員は、最高管理責任者が任命する。</p> <p>3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4 調査委員会は、委員長が招集する。</p> <p>5 調査委員会は、構成委員の過半数の出席がなければ、開くことはできない。</p> <p>6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等についての調査を行う。</p> <p>7 調査委員会は、前項の調査の実施に当たって、対象となる<u>構成員</u>に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>8 調査委員会の委員長は、第7条第1項の告発等又は同条第3項の指摘を受けた日から200日以内に、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。</p> <p>9 調査委員会の委員長は、前項の規定にかかわらず、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。</p> <p>(最高管理責任者の措置)</p> <p>第9条 最高管理責任者は、前条第8項又は第9項の報告を受けた後、速やかに次に掲げる措置のうち、必要なものを講ずる。</p>	<p>(調査委員会の調査)</p> <p>第8条 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者としなければならない。</p> <p>2 前項の調査委員会の委員長、副委員長及びその他の委員は、最高管理責任者が任命する。</p> <p>3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4 調査委員会は、委員長が招集する。</p> <p>5 調査委員会は、構成委員の過半数の出席がなければ、開くことはできない。</p> <p>6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等についての調査を行う。</p> <p>7 調査委員会は、前項の調査の実施に当たって、対象となる<u>職員</u>に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>8 調査委員会の委員長は、第7条第1項の告発等又は同条第3項の指摘を受けた日から200日以内に、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。</p> <p>9 調査委員会の委員長は、前項の規定にかかわらず、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。</p> <p>(最高管理責任者の措置)</p> <p>第9条 最高管理責任者は、前条第8項又は第9項の報告を受けた後、速やかに次に掲げる措置のうち、必要なものを講ずる。</p>	

新	旧	改正理由等
<p>(1) 不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等についての認定</p> <p>(2) 調査の対象となった競争的<u>研究費</u>等の使用の一時停止の決定</p> <p>(3) 不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的<u>研究費</u>における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書の作成</p> <p>2 最高管理責任者は、前項第3号の最終報告書を作成した場合、10日以内に調査の対象となった競争的資金等の交付を所管する機関へ、当該最終報告書を提出する。</p> <p>3 競争的<u>研究費</u>等の交付を所管する機関から報告の求めがあった場合、最高管理責任者は、その時点における中間報告の作成を調査委員会に指示し、速やかにその内容を報告するものとする。</p> <p>4 最高管理責任者は、前条の調査の結果、不正が存在しなかったことが確認された場合、調査の対象となった<u>構成員</u>の研究活動の正常化及び名誉回復のために、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 最高管理責任者は、第7条第1項の告発等を行った者（匿名による場合を除く。）及び同条第3項の指摘（法人外からの通報等による場合を除く。）を行った者に対して、当該告発等及び指摘に基づき実施した措置の概要を通知する。</p> <p>6 最高管理責任者は、前条の調査の結果、取引業者による不正の事実が認められた場合、経理責任者に報告する。この場合、経理責任者は、当該取引業者に対して、地方独立行政法人神奈川県病院機構契約事務取扱規程第3条第4項の規定に準じた措置を講ずることができる。</p> <p>7 最高管理責任者は、必要と認める範囲で、第7条第1項の告発等及び同条第3項の指摘に基づき実施した措置の概要をホームページで公表する。</p>	<p>(1) 不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等についての認定</p> <p>(2) 調査の対象となった競争的<u>資金</u>等の使用の一時停止の決定</p> <p>(3) 不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的<u>資金</u>における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書の作成</p> <p>2 最高管理責任者は、前項第3号の最終報告書を作成した場合、10日以内に調査の対象となった競争的資金等の交付を所管する機関へ、当該最終報告書を提出する。</p> <p>3 競争的<u>資金</u>等の交付を所管する機関から報告の求めがあった場合、最高管理責任者は、その時点における中間報告の作成を調査委員会に指示し、速やかにその内容を報告するものとする。</p> <p>4 最高管理責任者は、前条の調査の結果、不正が存在しなかったことが確認された場合、調査の対象となった<u>職員</u>の研究活動の正常化及び名誉回復のために、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 最高管理責任者は、第7条第1項の告発等を行った者（匿名による場合を除く。）及び同条第3項の指摘（法人外からの通報等による場合を除く。）を行った者に対して、当該告発等及び指摘に基づき実施した措置の概要を通知する。</p> <p>6 最高管理責任者は、前条の調査の結果、取引業者による不正の事実が認められた場合、経理責任者に報告する。この場合、経理責任者は、当該取引業者に対して、地方独立行政法人神奈川県病院機構契約事務取扱規程第3条第4項の規定に準じた措置を講ずることができる。</p> <p>7 最高管理責任者は、必要と認める範囲で、第7条第1項の告発等及び同条第3項の指摘に基づき実施した措置の概要をホームページで公表する。</p>	

新	旧	改正理由等
<p>(不正防止計画)</p> <p>第10条 統括管理責任者は、法人全体の具体的な対策を実施するため、不正を発生させる要因を把握し、それに対応するための不正防止計画を策定する。</p> <p>2 <u>不正防止計画の推進は、本部事務局経営管理室が行う。</u></p> <p>3 <u>本部事務局経営管理室は、統括管理責任者とともに法人全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。</u></p> <p>(相談窓口の設置)</p> <p>第11条 最高管理責任者は、競争的<u>研究費</u>等の使用や事務処理の方法について、法人内外からの相談に対応するための窓口を設置し、その事務を本部においては<u>財務部長</u>に、病院においては<u>副事務局長</u>に委任する。</p> <p>(監査及びモニタリング)</p> <p>第12条 地方独立行政法人神奈川県病院機構内部監査実施規程第<u>5</u>条第1項に規定する監査責任者は、内部監査の実施に当たり、競争的資金等の事務処理に係る事項を監査の対象とし、<u>ガイドライン</u>に掲げられた内容に従って監査を行わなければならない。</p>	<p>(不正防止計画)</p> <p>第10条 統括管理責任者は、法人全体の具体的な対策を実施するため、不正を発生させる要因を把握し、それに対応するための不正防止計画を策定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(相談窓口の設置)</p> <p>第11条 最高管理責任者は、競争的<u>資金</u>等の使用や事務処理の方法について、法人内外からの相談に対応するための窓口を設置し、その事務を本部においては<u>財務経理課長</u>に、病院においては<u>経営企画課長（がんセンターにあっては財務経営課長）</u>に委任する。</p> <p>(監査及びモニタリング)</p> <p>第12条 地方独立行政法人神奈川県病院機構内部監査実施規程第<u>4</u>条第1項に規定する監査責任者は、内部監査の実施に当たり、競争的資金等の事務処理に係る事項を監査の対象とし、<u>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン改正前から防止計画推進部署の設置について、ガイドラインに規定されていたが、当規程に規定がなかったため、新規規定。(第10条第2項) ・第4条第5項の新規規定（統括管理責任者の役割）に伴い、防止計画推進部署においても役割がガイドラインに規定されたことから、新規規定。(第10条第3項) ・会計規程上、予算執行権限は、本部においては、財務経理課長ではなく財務部長、病院においては、経営企画課長（がんセンターにあっては財務経営課長）ではなく副事務局長にあることから、法人内外からの相談に権限と責任をもって応じることのできる者へ改正。(第11条) ・対象条文において、条ずれがあったため、改正。(第12条)

新	旧	改正理由等
<p>2 競争的<u>研究費</u>等の適正な管理のためのモニタリングは、競争的<u>研究費</u>等コンプライアンス推進責任者が行うこととし、その方法は、最高管理責任者が、別に定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、競争的<u>研究費</u>等の運営及び管理に必要な事項は、ガイドラインに準じるものとし、なお、定めのない事項は、最高管理責任者が、別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年8月1日から施行する。</u></p>	<p>決定)」(以下「ガイドライン」という。)に掲げられた内容に従って監査を行わなければならない。</p> <p>2 競争的<u>資金</u>等の適正な管理のためのモニタリングは、競争的<u>資金</u>等コンプライアンス推進責任者が行うこととし、その方法は、最高管理責任者が、別に定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、競争的<u>資金</u>等の運営及び管理に必要な事項は、ガイドラインに準じるものとし、なお、定めのない事項は、最高管理責任者が、別に定める。</p>	

新	旧	改正理由等
<p>(様式)</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構 ○○病院（センター） 総長（所長・病院長） 殿</p> <p>競争的<u>研究費</u>等の交付を受けて研究を実施するにあたり、次の事項について誓約します。</p> <p>1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的<u>研究費</u>等の運営及び管理に関する規程、その他地方独立行政法人神奈川県立病院機構の規程及び競争的<u>研究費</u>等の交付を所管する機関が定める諸規定を遵守します。</p> <p>2 競争的<u>資金</u>等の他の用途への使用又は競争的<u>研究費</u>等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用などの不正な行為は、行いません。</p> <p>3 不正を行った場合、地方独立行政法人神奈川県立病院機構及び競争的<u>研究費</u>等の交付を所管する機関の処分及び法的な責任を負うことを認識して、競争的<u>研究費</u>等を適正に使用します。</p> <p style="text-align: center;">____年 ____月 ____日</p> <p style="text-align: right;">所 属： _____ 職 名： _____ 氏 名： _____ (署名)</p>	<p>(第1号様式)</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構 ○○病院（センター） 総長（所長・病院長） 殿</p> <p>競争的<u>資金</u>等の交付を受けて研究を実施するにあたり、次の事項について誓約します。</p> <p>1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的<u>資金</u>等の運営及び管理に関する規程、その他地方独立行政法人神奈川県立病院機構の規程及び競争的<u>資金</u>等の交付を所管する機関が定める諸規定を遵守します。</p> <p>2 競争的<u>資金</u>等の他の用途への使用又は競争的<u>資金</u>等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用などの不正な行為は、行いません。</p> <p>3 不正を行った場合、地方独立行政法人神奈川県立病院機構及び競争的<u>資金</u>等の交付を所管する機関の処分及び法的な責任を負うことを認識して、競争的<u>資金</u>等を適正に使用します。</p> <p style="text-align: center;">____年 ____月 ____日</p> <p style="text-align: right;">所 属： _____ 職 名： _____ 氏 名： _____ 印 (署名又は記名押印)</p>	<p>・ガイドライン上、誓約書の提出については、原則として、本人の自署によることとされているため、改正。</p>

令和 3 年 7 月 27 日
本部事務局経営管理室

地方独立行政法人神奈川県立病院機構競争的資金等の運営 及び管理に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

- これまで、標記規程については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（以下「ガイドライン」という。）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に基づき、整備を行い、運用してきた。
- この度、ガイドラインが令和 3 年 2 月 1 日に改正された。ガイドライン改正に伴う「不正防止対策強化」については、3 本の柱（①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化）が挙げられている。
- 当機構の「競争的資金等の運営及び管理に関する規程」は、ガイドラインが対象とする研究に係る規程となることから、当該ガイドラインで新たに示された内容を反映する改正を行う。
- なお、文部科学省から、ガイドラインの改正を踏まえ、各研究機関において、令和 3 年度を「不正防止対策強化年度」と位置付けるとともに、この機会に新たなガイドラインの内容を踏まえた再点検を行うよう示されている。

2 主な内容

- (1) 規程名称の改正（競争的研究費等の運営及び管理に関する規程）
- (2) 定義規定の追加（監事、構成員、コンプライアンス教育及び啓発活動）
- (3) 責任体制及び役割の追加（最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の役割）
- (4) 監事の役割の新規規定（ガバナンスの強化）
- (5) 啓発活動の新規規定（意識改革）
- (6) 防止計画推進部署の役割の新規規定（不正防止システムの強化）

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 3 年 8 月 1 日